



保険用語のご説明

- 1 修理費**
算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。
- 2 保険の対象の価額**
同等のものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額※を差し引いた額をいいます。
※減価額は保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
- 3 増加額**
保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

⚠️ ご注意いただきたいこと

保険料の払込方法について

ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。なお、ご契約時に保険料を払い込む方法は、保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

万一、事故が発生した場合

(万一、事故が発生した場合の手続き)

- ・万一事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

あんしん24
受付センター

事故の
場合は

事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または右記までご連絡ください。

365日・24時間受付
0120-985-024 (無料) ※IP電話からは0276-90-8852 (有料)におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

- このパンフレットは「動産総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

ECO このパンフレットは環境に配慮した用紙・印刷方法を採用しています。



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

●ご相談・お申込先

〒222-0032 神奈川県横浜市港北区大豆戸町353 日建ビル
株式会社アイビーコンサルタント
TEL 045-439-5014 FAX 045-439-5016

(160808T) (2015年5月承認) GA15C010237 (34-190)

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。
MS&AD INSURANCE GROUP



さまざまな!

動産



高橋 英昭
Hideaki Takahashi

MOBILE:090-2319-4878
E-mail:hideaki_takahashi_226@yahoo.co.jp
株式会社アイビーコンサルタント
〒222-0032
横浜市港北区大豆戸町353 日建ビル
TEL:045-439-5014 FAX:045-439-5016
http://ivyhoken.xn.shopserve.jp

動産総合保険



企業をとりまく財産をさまざまな事故からお守りします。

動産総合保険は、企業の営業活動にかかせない各種産業機器・事務用機器をはじめ商品・現金にいたるまで、さまざまな「動産」を幅広く補償できます。使用中はもちろん、保管中・移動中・展示中など、貴社の大切な「モノ」をとりまくさまざまな事故による損害を補償します。



動産総合保険の保険の対象

ほとんどすべての「動産」を対象とすることができます。

- 例えば…
- 事務用機器 ■産業機器 ■医療機器 ■商業用機器 ■商品・製品・半製品・原材料 ■現金・受取小切手
 - 建物付属設備・装置のうち、下記に該当するもの
 - ・冷暖房設備、電話交換機、構内放送設備、時計等
 - ・それ自体に骨董的価値のあるステンドグラス、シャンデリア、ふすま絵、レリーフ等
 - アンテナ、ポール、電飾看板(ネオンサイン)、看板、灯柱類
(注1) 支柱、塔はアンテナに含みません。
 - 建設現場等において一時的に使用する組立式簡易仮設建物
 - 支持物を含むパイプライン(地上、地下、水中)
(注2) 石油工場、化学工場等の敷地内にあるものはお引受けできません。
- など

⚠️ 下記に該当する物件はお引受けできません。

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| ①自動車、船舶、航空機 | ⑦商品の海上運送を主たる危険とする契約 |
| ②大型コンピュータ(商品、リース・レンタル物件契約を除きます) | ⑧海洋構造物 |
| ③工場内の据付機械 | ⑨組立危険を主たる危険とする契約 |
| ④家財を特定せず、一式を対象とする契約 | ⑩電車 |
| ⑤生物(動物、植物、魚貝類等) | ⑪タグシーケット |
| ⑥特定区間運送中の危険だけを対象とする契約 | など |

このようなときに、お役に立ちます。

偶発な事故によって保険の対象とする動産に発生した損害に対して損害保険金をお支払いします。

- 例えば…
- 火災 ●落雷 ●破裂・爆発 ●他物の落下・飛来・衝突
 - 輸送用具の脱線・転覆・沈没・座礁 ●建物の崩壊 ●盗難 など



⚠️ 保険金をお支払いできない主な場合 (詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください)

- 【基本契約】**
- ① 保険契約者・被保険者(補償の対象となる方)またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金受取人である場合において、その受取人またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害。ただし、他の者が受け取るべき金額を除きます。
 - ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と世帯を同じくする親族の故意による損害
 - ④ 公権力の行使による損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって発生した損害を除きます。
 - ⑤ 保険の対象の欠陥による損害
 - ⑥ 自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
 - ⑦ 加工着手後に発生した損害*
 - ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変による損害
 - ⑨ 地震、噴火、津波によって発生した損害(これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して発生した損害を含みます)
 - ⑩ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性によって発生した損害
 - ⑪ 上記⑨以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって発生した損害またはこれらに随伴して発生した損害
 - ⑫ 台風・暴風雨・豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
 - ⑬ 電気的事故・機械的事故による損害
 - ⑭ 修理・清掃等の作業上の過失等による損害
 - ⑮ 詐欺・横領・紛失・置忘れによる損害 など
- 【自動セットされる主な特約】**
- ① 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって発生した損害。ただし、その損害が、火災、落雷、破裂または爆発によって発生した場合を除きます。[温・湿度変化損害対象外特約]
 - ② 損傷が発生したことによって価値が低下したことによる損害。た
- など

*ただし、自動セットされる「加工中の限定危険補償特約」により、加工着手から加工終了までの間の損害に対しては、火災、落雷、破裂または爆発、風災等による損害に限定して、保険金をお支払いします。

? 保険用語のご説明は裏面に掲載しておりますので参照ください。

商品のしくみ

動産総合保険は、基本契約に加え各種特約をセットしてご契約いただきます。契約方式および保険の対象である動産に応じて、自動セットされる特約がございますのでご注意ください。

- 1 基本契約 + 2 自動セット特約* + 3 契約方式により必要となる特約 + 4 任意セット特約

*保険の対象とする動産等に応じて、自動的にセットされる特約がございます。

1 基本契約

お支払いする保険金の額は次のとおりとなります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{① 損害保険金} + \text{② 残存物取片づけ費用保険金} + \text{③ 損害防止費用} + \text{④ 権利保全行使費用}$$

① 1回の事故ごとに、 $\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額(ご契約金額)} \times 2}{\text{保険価額}}$ <保険金額^{※2}限度> となります。

【損害の額】

保険価額によって定めます。損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{修理費} \text{ [1]} - \text{修理によって保険の対象の価額} \text{ [2]} \text{が増加した場合はその増加額} \text{ [3]} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額}$$

- *1 保険証券に免責金額の記載がある場合は、免責金額を差し引きます。ただし、全損^{※3}の場合および火災、落雷または破裂もしくは爆発による事故の場合は、差し引けません。
- *2 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。
- *3 損害の額が保険価額を超える場合または保険の対象を積載している輸送用具の行方が60日間わからない場合などをいいます。
- * 保険金額は保険価額と同額で設定してください。保険価額より低く設定すると、その割合に応じて保険金が削減されますのでご注意ください。また、保険価額を超えて設定した場合、その超過分は、保険金をお支払いできません。
- ② 事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用^{*}に対して、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。ただし、損害保険金の10%に相当する額が限度となります。
- * 取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
- ③ 事故発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用に対して、損害防止費用をお支払いします。ただし、保険金額から、損害保険金を差し引いた額が限度となります。
- ④ 事故発生時に、当社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために支出した費用に対して、権利保全行使費用をお支払いします。

【保険金支払後の保険金額】

損害保険金の支払額が、1回の事故につき、保険金額に相当する額となった場合、その損害発生時にご契約は終了します。保険金額に相当する額とならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

【臨時費用保険金について】

この保険には臨時費用保険金をお支払いしない特約がセットされています。

2 自動セット特約

ご契約時のお申出にかかわらず、契約条件および保険の対象に応じて自動的にセットされる特約です。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

3 契約方式により必要となる特約

特定動産契約

会社・商店をはじめ病院など、営業または作業に用いられる各種機械・機器・什器などの動産を対象とし、それぞれ保険の対象を特定して補償します。
(注)大型コンピュータは「コンピュータ総合保険」でお引受けしますので、ご相談ください。

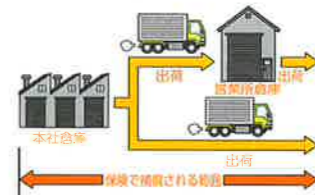


複数のご契約があるお客さまへ (補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
* 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

商品・在庫品契約

メーカーや卸売業関係などで扱われる流通する商品・製品を対象とし、保険証券に記載された保管場所または建物内での保管中および保険証券に記載された運送補償区間において通常の運送区間を運送中(積込み・荷卸し・一時保管を含みます)に発生するさまざまな危険を包括的に補償します。



巡回販売契約(期間建契約)

商店やメーカーが、不特定な場所を巡回して販売する場合の商品を対象とし、携行・展示・旅館宿泊中など、巡回販売の行程における危険を包括的に補償します。



現金・小切手・有価証券契約

事務所や店舗で管理する現金・受取小切手を対象とし、保険証券記載の保管場所での保管中および通常の経路での集金・携行中(運送中)に発生するさまざまな危険を包括的に補償します。

展示契約(展示一貫)

見本市・博覧会・展示会等の出品物を対象とし、店舗・倉庫から搬出した時から保険証券に記載された展示会場を経て元の店舗・倉庫に戻るまでの運送区間において発生した、展示・運送中(積込み・荷卸し・一時保管を含みます)の危険を一貫して補償します。



4 任意セット特約

各種特約をセットすることにより補償内容を変更することができます。お客さまのご要望に合わせた商品設計が可能です。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。